阪神プラスチックス工業株式会社　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和６年６月１１日～令和 10 年6月１０日までの　４年間

２．内容

目標：産前産後休業や育児休業等、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

●令和６年6月～　法に基づく諸制度の調査

●令和６年６月～　制度に関するパンフレットを事務所に備える